



日本子ども虐待防止学会

JaSPCAN

第24回学術集会おかやま大会

プログラム・抄録集



大会テーマ

想いをつむぐ

2018年11月30日金・12月1日土

倉敷市民会館

川崎医療福祉大学

児童相談所常勤弁護士－最前線！～各地の事例をもとに常勤弁護士配置を考える～

12月1日(土) 9:00~10:30 本館棟 3F 講義室3304

企画者：久保 健二（福岡市こども総合相談センター）

発表者：一宮 里枝子（児童相談所）

根ヶ山 裕子（児童相談所）

土居 聰（児童相談所）

橋本 佳子（児童相談所）

原 加奈絵（明石市役所）

大谷 基恵（児童相談所）

前原 一教（児童相談所）

山地 美智子（児童相談所）

鈴木 秀洋（日本大学危機管理学部）

キーワード：児童相談所 弁護士 法的対応

分類：1. 児童相談所

概要

平成28年の児童福祉法改正により児童相談所に弁護士を配置することが原則化された。しかし、改正から2年が経過したにもかかわらず、いまだ常勤弁護士の配置は一桁にとどまっているのが実情である。この間、平成29年の児童福祉法改正では、一時保護が2か月を超える場合に関する家庭裁判所の承認手続きが導入されたり、いわゆる児童福祉法28条審判における家庭裁判所の指導勧告場面が拡大されたりするなど児童相談所における法的対応は年々複雑化しており、専門的な対応が求められている。本シンポジウムでは、すでに児童相談所に常勤として配置された弁護士が、今後の実務の参考にもなる事例を紹介するとともに常勤弁護士の有用性を明らかにする。（また、常勤弁護士を配置している児童相談所職員から、常勤弁護士とともに対応した事例を紹介してもらうとともに、児童相談所に弁護士を常勤させるに当たって障壁となった点についても発言を求める。）児童相談所に常勤弁護士を配置することの意義や今後配置していくうえでどのようにしてその障壁を取り除いていくべきかを会場からの意見も聞きながら考えたい。

抄録：

福岡児童相談所児童福祉法務専門監 一宮 里枝子

実際、配置された弁護士は児童相談所内においてどのような業務をおこなっているのだろうか。発表者は、平成29年4月より福岡県内6箇所の児童相談所を兼務する常勤弁護士として配置された。現在、配置より1年以上が経過したが、その期間における具体的な経験を交えながら、配置された当初から現在に至るまでの児童相談所内での変化、兼務児童相談所への対応など、現場でのあらゆる場面における常勤弁護士の業務について、総論的に報告したい。

名古屋市西部児童相談所主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当）根ヶ山 裕子

和歌山県子ども・女性・障害者相談センター参事／児童福祉法務専門員 土居 聰

平成30年4月から、2か月を超えて親権者等の意に沿わない一時保護を継続する場合に、家庭裁判所の承認を得なければならなくなつた。常勤弁護士を配置している児童相談所では、一時保護の適切な方を再検討し、一時保護決定通知書の内容や交付方法、さらには計画的に社会調査や各種判定を行うといった基本

的な事項から、組織的に一時保護に関する意識改革を行った。

また、司法審査の場面では15歳以上の児童しか意思確認が必要とされていないことや、その意思確認の方法も基本的には書面照会にとどまることから、児童の権利擁護としては極めて不十分であり、常勤弁護士ができることを模索している。

このような現場からの実践を報告したい。

名古屋市中央児童相談所主幹（法務・相談業務に係る特命事項の処理担当） 橋本 佳子

家事審判とケースワーク（親権制限を中心に）

虐待ケースへの対応の一手段として、児童相談所長は親権制限や児童養護施設入所の承認を求める審判を裁判所に申し立てことがある。しかし、手続きの煩雑さや保護者との対立の激化が予想されることから、審判を申し立てること自体が児童相談所の職員にとって大きな負担となる現状がある。常勤弁護士が配置されている児童相談所において、常勤弁護士は、現場で対応する児童福祉司、児童心理司、その他関係職種、関係機関などどのように役割分担をして、連携、協働しているのか、その上で家事審判をケースワークにおいてどのように活用しているのか、家事審判を申し立てた後の常勤弁護士の役割は何か、現場での取り組みを報告する。

パネルディスカッション

コーディネーター 明石市福祉局子育て支援室課長 原 加奈絵

パネリスト

名古屋市西部児童相談所判定援助係長 大谷 基恵

広島県東部こども家庭センター虐待対応課主査 前原 一教

広島県西部こども家庭センター法務専門員 山地 美智子

現在、児童相談所の業務に関わっている弁護士は、常勤弁護士、非常勤弁護士、契約弁護士に大別される。常勤弁護士は、基本的に、任期付で任用され、児童相談所の職員と同じ時間、児童相談所に勤務する。

常勤弁護士の強みは、現場で悩んでいる職員と適宜対応できる点や、児童福祉分野以外（司法・教育・医療分野等）との連携・協働がより円滑に進められる点にある。しかし、常勤弁護士は全国的に数名しか配置されておらず、常勤弁護士の実態はほとんど知られていない。そこで、現役の児童相談所職員が常勤弁護士と対応した実例を複数報告する。

報告を受けた上で、児童福祉に関する実務、現場の経験を踏まえて、有識者が、常勤弁護士の必要性と有益性について改めて考察する。

最後に、常勤弁護士の配置が進んでいない現状について、有識者、児童相談所職員、弁護士の間で意見交換し、任用される弁護士側及び任用する自治体側それぞれの課題を抽出してこれらの課題をどのように乗り越えてゆけば、児童福祉法が求める常勤弁護士の配置を実現できるかについて考える。

日本大学危機管理学部准教授 鈴木 秀洋

自治体の子ども家庭支援センター所長として相談業務・ケースワーク等の担当・指揮（更に自治体の法務担当も）経験から、児童相談所等への常勤弁護士の配置を推進したい。子ども・親の人生（生死）に関わる児童相談所業務は、法務、心理、保健・医療、福祉、教育等様々な分野の知見が広くかつ深く要求される。特に法務専門家が自治体（行政の大原則は法の支配・法律による行政）の福祉行政の現場で日々変り続ける紛争ケースに、「お客様」「第三者」ではなく、緊急受理会議・ケース会議や同行支援等、同じ景色を見て同時に解決に向かって動くことが必要なのである。行政に取り込まれる等の意見を見聞するが全く児童福祉業務の実情をわかっていない論である。行政側と弁護士側との相互から見える景色を具体的に話し合いたい。子どもの権利の実現のために。